

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p>			<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p>		
記号		空中線電力	記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
A ～ C	(略)	(略)	A ～ C	(略)	(略)
D		<p>(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサットF型及びインマルサットB G A N型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力（μ）</p> <p>(2) その他のものにあつては搬送波電力（μ）</p>	D		<p>(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型、インマルサットF型及びインマルサットB G A N型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力（μ）</p> <p>(2) その他のものにあつては搬送波電力（μ）</p>
F ～ V		(略)	F ～ V		(略)

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 設備規則第四十九条の二十三の三第一号に規定する技術基準

(7) 設備規則第四十九条の二十三の四に規定する技術基準

(8) 設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準

(9) 設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準

(10) 設備規則第四十九条の二十四第三項第一号に規定する技術基準

(11) 設備規則第四十九条の二十四第三項第二号に規定する技術基準

(12) 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準

(13) 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準

(14)・(15) (略)

六～十三 (略)

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準

(7) 設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準

(8) 設備規則第四十九条の二十四第三項に規定する技術基準

(9) 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準

(10) 設備規則第四十九条の二十四第五項第一号に規定する技術基準

(11) 設備規則第四十九条の二十四第五項第二号に規定する技術基準

(12) 設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準

(13) 設備規則第四十九条の二十四第七項に規定する技術基準

(14)・(15) (略)

六～十三 (略)

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第2号の四 1～3（略） 4 4枚目（VSAT地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） 表（略） 5 5枚目（VSAT地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） 表（略）</p>	<p>別表第2号の四 1～3（略） 4 4枚目（VSAT地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） 表（略） 5 5枚目（VSAT地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） 表（略）</p>

改正後	改正前
<p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局（<u>第四十九条の二十三の四に規定する無線設備を使用するものを除く。</u>以下「インマルサット携帯移動地球局」という。）の無線設備<u>又は</u>海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備<u>で一、六二六・五 MHz を超え一、六六〇・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</u>、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五 MHz を超え一、六六〇・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダトランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、携帯用位置指示無線標識、第四十五条の三の五に規定する無線設備<u>並びに</u>航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件)</p> <p>第四十条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局（以下「インマルサット携帯移動地球局」という。）の無線設備、<u>海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備</u>、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五 MHz を超え一、六六〇・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダトランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、携帯用位置指示無線標識、第四十五条の三の五に規定する無線設備<u>及び</u>航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件)</p> <p>第四十条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備は、第一項各号（第五号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、位相変調であること。

ロ 送信速度は、通信の種類に応じて次のいずれかに規定する値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。

(1) 無線電信による通信（呼出し又は応答を行うためのものに限る。）を行う場合 毎秒三、〇〇〇ビット

(2) (1)以外の通信を行う場合 毎秒八、〇〇〇ビット

ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ニ 送信電力の値が通常値を五デシベル以上上回る場合に、送信を直ちに停止する機能を有すること。

二 受信装置の条件

イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)一〇デシベル以上であること。

ロ 無線電信による通信（ハに規定するものを除く。）を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四一・六デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、三、六〇〇秒以上の時間において九五パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ハ 無線電信による通信（呼出し及び回線割当てを行うためのものに限る。）を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、二相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が三九・九デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間

において八〇パーセントの確率で〇・〇〇パーセント以下であること。

二 無線電話による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が次の表の上欄に掲げるレベルの電波を受信した場合においては、復調後におけるビット誤り率は、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

搬送波電力と雑音の電力密度との比	復調後におけるビット誤り率
四二デシベル	一〇秒以上の時間において九〇パーセントの確率で四パーセント以下であること
四三・四デシベル	二〇秒以上の時間において九〇パーセントの確率で二パーセント以下であること

三 空中線の条件

イ 軸対称空中線を使用する場合にあつては、主輻射の方向からの離角に對する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる區別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

主輻射の方向からの離角 (θ)	絶対利得
四〇度以上一〇度以下	次に掲げる式による値以下 $46 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル
一〇度を超え一八度以下	(一) 五デシベル以下

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の二十三の三 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で、一、六一〇 MHz から一、六一八・七五 MHz までの周波数の電波を送信し、二、四八三・五 MHz から二、五〇〇 MHz までの周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合するものでなければならない。

一 複信方式の無線設備

イ 一般的条件

- (1) 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
- (2) 携帯移動地球局が使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

ロ 搬送波を送信していない時の漏えい電力は、それぞれ次の表に定めるところであること。

周波数帯	等価等方輻射電力	測定帯域幅
一〇〇 MHz を超え三〇 MHz 以下	(一) 八七デシベル (ワットを〇デシベルとする。) 以下	一〇キロヘルツ
三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	(一) 八七デシベル (ワットを〇デシベルとする。) 以下	一〇〇キロヘルツ
一、〇〇〇 MHz を超え二、七五〇 MHz 以下	(一) 七七デシベル (ワットを〇デシベルとする。) 以下	一〇〇キロヘルツ

ハ 送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波又は直線偏波であること。

二 単向通信方式の無線設備

イ 周波数はあらかじめ設定されたものであり、位置情報によつて適切に選択されるものであること。

ロ 前号ロ及びハの条件を満たすものであること。

第四十九条の二十三の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で、一九・五 GHz から三〇 GHz までの周波数の電波を送信し、一九・七 GHz から二〇・二 GHz までの周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであって、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなった場合は、直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ 制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

ハ 制御携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

ニ 周波数及び輻射する電力は、制御携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ホ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ヘ 許可された領域を超えたときは、直ちに運用を止めるための措置が講じられていること。

二 送信空中線の条件

送信空中線から輻射される四〇 kHz の帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

対向する衛星からの離角 (θ)	最大輻射電力（1プロットを〇デシベルとする。）
-----------------------------	-------------------------

二度以上七度以下	次に掲げる式による値以下 $19-25\log_{10}\theta$ デシベル
七度を超え九・二度以下	(一) 二トシベル以下
九・二度を超え四八度以下	次に掲げる式による値以下 $22-25\log_{10}\theta$ デシベル
四八度を超え一八〇度以下	(二) 一〇トシベル以下

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 (略)

2 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、第四十条の四第四項第一号イに規定する条件に適合すること。

ロ 送信速度は、通信の種類に応じて次の(1)又は(2)に規定する値(許容偏差は、0.00パーセント以内とする。)であること。

(1) (2)以外の通信を行う場合 毎秒八、〇〇〇ビット

(2) 呼出し及び応答を行うための通信を行う場合 毎秒三、〇〇〇ビット

ハ 位相雑音のレベルは、第四十条の四第四項第一号ハに規定する条件に適合すること。

ニ 第四十条の四第四項第一号ニに規定する条件に適合すること。

二 受信装置の条件

イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一) 二トシベル以上であること。

ロ 無線データ(ファクシミリ伝送を含む。)による通信を行う場合に

あつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四一・六デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、三、六〇〇秒以上の時間において九五パーセントの確率で〇・〇〇パーセント以下であること。

ハ 呼出し及び回線割当てを行うための通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、二相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が三九・九デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇パーセント以下であること。

二 無線電話による通信を行う場合にあつては、第四十条の四第四項第二号ニに規定する条件に適合すること。

三 空中線の条件

イ 主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

	区別		絶対利得
	主輻射の方向からの離角(θ)		
水平方向のアンテナ	水平方向	二一度以上四八度以下	次に掲げる式による値以下 $38-25\log_{10}\theta$ デシベル
		四八度を超え	(二)五デシベル以下

		一八〇度以下	
	垂直方向	二〇度以上一三〇度以下	次に掲げる式による値以下 $15-0.0012\theta^2$ デシベル
		一三〇度を超え一八〇度以下	(一)五デシベル以下
垂直方向のアンテナ	垂直方向	二〇度以上七〇度以下	次に掲げる式による値以下 $41-25\log_{10}\theta$ デシベル
		七〇度を超え一八〇度以下	(一)五デシベル以下
空中線が人工衛星局(インマルサット人工衛星局をいう。以下この条において同じ。)の方向を自動的に追属する機能を持たないものに用いられる平面アレイアンテナ	三〇度以上四〇度以下		次に掲げる式による値以下 $14+10\log_{10}(\sin(x)/x)$ デシベル $x=4.1\theta$ ラジアン
	四〇度を超え九〇度以下		次に掲げる式による値以下 $44-25\log_{10}\theta$ デシベル
	九〇度を超え一八〇度以下		(一)五デシベル以下

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、第四十条の四第四項第三号ロに規定する条件に適合すること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

3 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

第四十条の四第五項第一号に規定する条件に適合すること。この場合において、同号ロ③中「毎秒五、六〇〇ビット又は毎秒二四、〇〇〇ビット」とあるのは、「毎秒五、六〇〇ビット」と読み替えるものとする。

二 受信装置の条件

イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、次の(1)又は(2)に規定する値以上であること。

(1) 無線高速タータによる通信を行う機能を有する無線設備の場合

(一) 七デシベル

(2) (1)以外の無線設備の場合 (一) 一七デシベル

ロ 第四十五条の二十第二項第二号ロからニまでに規定する条件に適合すること。

ハ 無線高速タータ通信を行うものにあつては、搬送波の周波数偏差が 1×10^{-6} ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の 0.35 、かつ、一次値直交振幅変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が 53.2 デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後に於けるビット誤り率は、 1×10^{-5} 秒以上の時間において 0.0001 パーセント以下であること。

三 空中線の条件

イ 主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げ

る区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる相対利得の許容値に空中線の最大利得を加えた値以下であること。

区別		相対利得の許容値	
		主輻射の方向からの離角(θ)	
無線高速データによる通信を行う機能を有するもの	一五度以上三三度未満	次に掲げる式による値 $33 - 3 \log_{10}(\cos(2.2(\theta - 1)))$ デシベル	
	三三度以上六〇度未満	次に掲げる式による値 $-2 - 10 \log_{10} \theta$ デシベル	
	六〇度以上七五度未満	次に掲げる式による値 $51.2 - 40 \log_{10} \theta$ デシベル	
	七五度以上九〇度未満	次に掲げる式による値 $-0.41 \theta + 6.9$ デシベル	
	九〇度以上一八〇度以下	(一)三〇デシベル	
	無線高速データによる通信を行う機能を有するもの	四〇度以上九〇度未満	次に掲げる式による値 $38 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル

夕によ る通信 を行う 機能を 有しな いもの	方向を自動 的に追尾す る機能を有 するもの	九〇度以上一 八〇度以下	(一) 二二ドシベル
夕によ る通信 を行う 機能を 有しな いもの	空中線が人 工衛星局の 方向を自動 的に追尾す る機能を有 しないもの	三〇度以上一 二〇度未満	次に掲げる式による値 $39-27 \log_{10} \theta$ デシベル
	夕によ る通信 を行う 機能を 有しな いもの	方向を自動 的に追尾す る機能を有 しないもの	一三〇度以上 一八〇度以下

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

2~5 (略)

別表第1号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1~31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) インマルサットC型及びインマルサットD型の無線設備 150Hz

(2) インマルサットF型の無線設備 1,250Hz

(3)・(4) (略)

4~7 (略)

別表第1号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1~31 (略)

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) インマルサットC型及びインマルサットD型の無線設備 150Hz

(2) インマルサットM型の無線設備 1,090Hz

(3) インマルサットミニM型及びインマルサットF型の無線設備 1,250Hz

(4)・(5) (略)

33～57 (略)

別表第2号(第6条関係)

第1～4 (略)

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2～5 (略)

第6～72 (略)

第73 第49条の23の3及び第49条の23の4に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。

別表第3号(第7条関係)

1～13 (略)

14 インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の送信設備 (略)

33～57 (略)

別表第2号(第6条関係)

第1～4 (略)

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 インマルサットM型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が毎秒3,000ビットのもの 60kHz

(2) (1)以外のもの 8kHz

3 インマルサットミニM型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が毎秒3,000ビットのもの 60kHz

(2) 変調信号の送信速度が毎秒67,200ビット又は134,400ビットのもの 40kHz

(3) (1)及び(2)以外のもの 5.6kHz

4～7 (略)

第6～72 (略)

別表第3号(第7条関係)

1～13 (略)

14 インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の送信設備 (略)

(2) (略)

15～36 (略)

37 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の送信設備
14(1)に規定する値とする。

(2) インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無線設備の種類に応じて次のとおりとする。

(ア) 標準同調範囲型の無線設備

任意の 4kHz 幅において別図第 1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHz から 1,646.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が 100kHz を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60dB 低い値とする。

(イ) 限定同調範囲型の無線設備

任意の 4kHz 幅において別図第 1号に示す曲線の値とする。ただし、1,631.4MHz から 1,646.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が 100kHz を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60dB 低い値とする。

イ 高調波発射（18GHz 以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(－)23dBW 以下である値とする。

(3) (略)

15～36 (略)

37 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の送信設備
14(1)に規定する値とする。

(2) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の 4kHz 幅において別図第 1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHz から 1,660.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周

(2) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備

14(2)に規定する値とする。

(3)~(5) (略)

38~61 (略)

波数が 100kHz を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方
輻射電力より 60dB 低い値とする。

イ 高調波発射 (18GHz 以下の周波数のものに限る。) の強度の許容値
は、14(2)イに規定する値とする。

(3) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の送信設備及
びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備

14(3)に規定する値とする。

(4)~(6) (略)

38~61 (略)

別添 4

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十八の二の二 (略)</p> <p><u>二十八の二の三 設備規則第四十九条の二十三の三においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備</u></p> <p><u>二十八の二の四 設備規則第四十九条の二十三の四においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備</u></p> <p>二十八の三 七十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア (略)</p>		<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十八の二の二 (略)</p> <p>二十八の三 七十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア (略)</p>	
装	装	装	装
目	目	目	目
二 試験項目	二 試験項目	二 試験項目	二 試験項目
三 測定器等	三 測定器等	三 測定器等	三 測定器等
四 特定無線設備の種別		四 特定無線設備の種別	
(略)	(略)	(略)	(略)
二 第二項	二 第二項	二 第二項	二 第二項
一 第一項	一 第一項	一 第一項	一 第一項
二 第二項	二 第二項	二 第二項	二 第二項
二 第二項	二 第二項	二 第二項	二 第二項
(略)	(略)	(略)	(略)

置 装 信 送		置	
周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	
占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	
スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	
比吸収率	比吸収率測定装置	(略)	
			備設線無の二の二の号八十
			備設線無の三の二の号八十一
			備設線無の四の二の号八十二
		(略)	

置 装 信 送		置	
周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	
占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	
スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	
比吸収率	比吸収率測定装置	(略)	
			備設線無の二の二の号八十
		(略)	

周波数偏移 又は周波数 偏位又は変 調度	低周波発振器 直線検波器又は変 調度計	(略)				(略)
変調衝撃係 数	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
プレエンフ アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				(略)
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)				(略)
総合周波数 特性	低周波発振器 電力計	(略)				(略)
総合歪及び 雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)				(略)
送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間	オシロスコープ又 はスペクトル分析 器	(略)				(略)
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
隣接チャネ ル漏えい電 力又は帯域 外漏えい電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)				(略)
搬送波を送 信していな	低周波発振器 電力測定用受信機	(略)	○	○	○	(略)

周波数偏移 又は周波数 偏位又は変 調度	低周波発振器 直線検波器又は変 調度計	(略)				(略)
変調衝撃係 数	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
プレエンフ アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				(略)
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)				(略)
総合周波数 特性	低周波発振器 電力計	(略)				(略)
総合歪及び 雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)				(略)
送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間	オシロスコープ又 はスペクトル分析 器	(略)				(略)
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
隣接チャネ ル漏えい電 力又は帯域 外漏えい電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)				(略)
搬送波を送 信していな	低周波発振器 電力測定用受信機	(略)	○			(略)

受 装 置	いときの電 力	又はスペクトル分 析器						
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	注○	6		(略)	
	副次的に発 する電波等 の限度	電界強度測定器又 はスペクトル分析 器	(略)	注○	6	注○	6	(略)
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					(略)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					(略)
	スプリア ス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
	隣接チャネ ル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシ ロスコープ	(略)					(略)
	感度抑圧効 果	標準信号発生器 レベル計	(略)					(略)
相互変調特 性	標準信号発生器 レベル計又は歪率	(略)					(略)	

受 装 置	いときの電 力	又はスペクトル分 析器						
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	注○	6		(略)	
	副次的に発 する電波等 の限度	電界強度測定器又 はスペクトル分析 器	(略)	注○	6		(略)	
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					(略)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)					(略)
	スプリア ス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)					(略)
	隣接チャネ ル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシ ロスコープ	(略)					(略)
	感度抑圧効 果	標準信号発生器 レベル計	(略)					(略)
相互変調特 性	標準信号発生器 レベル計又は歪率	(略)					(略)	

	雑音計					
局部発振器 の周波数変 動	周波数計	(略)				(略)
ダイエノンフ アンス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				(略)
総合歪及び 雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)				(略)

注1～22 (略)
(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

表示(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備	<u>BY</u>
第2条第1項第28号の2の3に掲げる無線設備	<u>NS</u>
第2条第1項第28号の2の4に掲げる無線設備	<u>OS</u>
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	VY
(略)	(略)

5 (略)

	雑音計					
局部発振器 の周波数変 動	周波数計	(略)				(略)
ダイエノンフ アンス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				(略)
総合歪及び 雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)				(略)

注1～22 (略)
(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

表示(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備	<u>BY</u>
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	VY
(略)	(略)

5 (略)

○平成五年郵政省告示第三百一號（インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前				
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>インマルサットM型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; border: none;"><u>送る電波の型式及び周波数</u></th> <th style="text-align: center; border: none;"><u>受ける電波の型式及び周波数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none; padding: 5px;"> <u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.500MHz から 1,646.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u> </td> <td style="border: none; padding: 5px;"> <u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,530.000MHz から 1,545.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>送る電波の型式及び周波数</u>	<u>受ける電波の型式及び周波数</u>	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.500MHz から 1,646.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,530.000MHz から 1,545.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>
<u>送る電波の型式及び周波数</u>	<u>受ける電波の型式及び周波数</u>				
<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,626.500MHz から 1,646.500MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>	<u>G 1 B電波、G 1 C電波又はG 1 E電波 1,530.000MHz から 1,545.000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</u>				
<p><u>2</u> (略)</p>	<p><u>3</u> (略)</p>				

別添 6

○平成五年郵政省告示第三百二二号（無線局運用規則第四十二条第二号及び第四十二条の二第二項の規定に基づく常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。</p> <p>1 インマルサット C 型の無線設備を備えている船舶地球局</p> <p><u>2</u> 六、四一七・五〇〇MHz から六、四四三・〇〇〇MHz までの間の周波数の指定を受けている海岸地球局</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。</p> <p>1 インマルサット C 型の無線設備を備えている船舶地球局</p> <p><u>2</u> <u>インマルサット M 型の無線設備を備えている船舶地球局</u></p> <p><u>3</u> 六、四一七・五〇〇MHz から六、四四三・〇〇〇MHz までの間の周波数の指定を受けている海岸地球局</p> <p>二 (略)</p>

別添 7

○平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許手続規則別表第二号第一等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																										
別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード	別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード																										
第 1 (略)	第 1 (略)																										
第 2 無線設備の名称コード	第 2 無線設備の名称コード																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インマルサット C 型</td> <td>IMC</td> </tr> <tr> <td>インマルサット F 型</td> <td>IMF</td> </tr> <tr> <td>N—STAR 衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)</td> <td>NST</td> </tr> <tr> <td>携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの</td> <td>CLP</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>NNN</td> </tr> </tbody> </table>	項目	コード	インマルサット C 型	IMC	インマルサット F 型	IMF	N—STAR 衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)	NST	携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの	CLP	その他	NNN	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インマルサット C 型</td> <td>IMC</td> </tr> <tr> <td>インマルサット F 型</td> <td>IMF</td> </tr> <tr> <td><u>インマルサット M 型</u></td> <td><u>IMM</u></td> </tr> <tr> <td>N—STAR 衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)</td> <td>NST</td> </tr> <tr> <td>携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの</td> <td>CLP</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>NNN</td> </tr> </tbody> </table>	項目	コード	インマルサット C 型	IMC	インマルサット F 型	IMF	<u>インマルサット M 型</u>	<u>IMM</u>	N—STAR 衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)	NST	携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの	CLP	その他	NNN
項目	コード																										
インマルサット C 型	IMC																										
インマルサット F 型	IMF																										
N—STAR 衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)	NST																										
携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの	CLP																										
その他	NNN																										
項目	コード																										
インマルサット C 型	IMC																										
インマルサット F 型	IMF																										
<u>インマルサット M 型</u>	<u>IMM</u>																										
N—STAR 衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)	NST																										
携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの	CLP																										
その他	NNN																										
注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。	注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。																										
別表第十一号～第二十二号 (略)	別表第十一号～第二十二号 (略)																										
別表第二十三号 無線設備の規格コード	別表第二十三号 無線設備の規格コード																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備</td> <td>GEO2</td> </tr> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 23 の 3 第</u></td> <td><u>LEO2</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	コード	設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO2	<u>設備規則第 49 条の 23 の 3 第</u>	<u>LEO2</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備</td> <td>GEO2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	コード	設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO2																
項目	コード																										
設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO2																										
<u>設備規則第 49 条の 23 の 3 第</u>	<u>LEO2</u>																										
項目	コード																										
設備規則第 49 条の 23 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO2																										

<u>1号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	
<u>設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	ESIM
設備規則第49条の24第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMC
<u>設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMF
<u>設備規則第49条の24第3項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMD
<u>設備規則第49条の24第3項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMD2
<u>設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMBGAN
<u>設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMGSPS
設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV

設備規則第49条の24第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMC
<u>設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMM
<u>設備規則第49条の24第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMMM
<u>設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMF
<u>設備規則第49条の24第5項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMD
<u>設備規則第49条の24第5項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMD2
<u>設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMBGAN
<u>設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	IMGSPS
設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV

○平成十七年総務省告示第千二百二十六号（無線設備規則第十四条第三項等の規定に基づくインマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前				
<p>第一 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p><u>第二 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット M 型の無線設備</u></p> <p><u>一 第一の一の条件に適合すること。</u></p> <p><u>二 等価等方輻射電力は、一九デシベル又は二五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、次のとおりであること。</u></p> <p><u>1 空中線の衛星指向仰角が二〇度未満の場合には、(-)三デシベルから(+)三デシベルまでの範囲とする。</u></p> <p><u>2 空中線の衛星指向仰角が二〇度以上の場合には、(-)三デシベルから(+)二デシベルまでの範囲とする。</u></p> <p><u>第三 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニ M 型の無線設備</u></p> <p><u>一 第一の一の条件に適合すること。</u></p> <p><u>二 等価等方輻射電力は次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>区別</u></th> <th style="text-align: center;"><u>等価等方輻射電力</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>無線高速データによる通信を行う場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一九デシベル、二一デシベル、二三デシベル又は二五デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(-)二デシベルから(+)二デシベルまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区別</u>	<u>等価等方輻射電力</u>	<u>無線高速データによる通信を行う場合</u>	<u>一九デシベル、二一デシベル、二三デシベル又は二五デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(-)二デシベルから(+)二デシベルまで</u>
<u>区別</u>	<u>等価等方輻射電力</u>				
<u>無線高速データによる通信を行う場合</u>	<u>一九デシベル、二一デシベル、二三デシベル又は二五デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(-)二デシベルから(+)二デシベルまで</u>				

			<u>の範囲とする。</u>
<u>その他 の通信 を行う 場合</u>	<u>空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの</u>		<u>八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル又は一四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）二デシベルから（+）二デシベルまでの範囲とする。</u>
	<u>空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの</u>	<u>空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が（一）七デシベル未満のもの</u>	<u>一一デシベル、一三デシベル、一五デシベル又は一七デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）一デシベルから（+）一デシベルまでの範囲とする。</u>
		<u>空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が（一）七デシベル以上のもの</u>	<u>次のいずれかであること。</u> <u>1 一一デシベル、一三デシベル、一五デシベル又は一七デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）一デシベルから（+）一デシベルまでの範囲とする。</u> <u>2 八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル又は一四デシベル（いずれも</u>

第二～五 (略)

			<u>一ワットを〇デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(-)二デシベルから(+)二デシベルまでの範囲とする。</u>
--	--	--	--

第四～七 (略)

○平成十七年総務省告示第千二百二十七号（無線設備規則第十四条第三項等の規定に基づくインマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p><u>第二 インマルサット船舶地球局のインマルサット M 型の無線設備</u></p> <p><u>一 一般的条件</u></p> <p><u>1 第一の一の 2、3、8、11 及び 16 の条件に適合するものであること。</u></p> <p><u>2 空中線から輻射される電波の強さが毎平方メートル〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワットとなる地点から当該空中線までの距離について、レドームに表示されていること。</u></p> <p><u>3 無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのものを除く。）及び無線電話による通信を行う場合は、一の搬送波について一のチャンネルのデジタル符号化された情報により変調を行うものであること。</u></p> <p><u>二 電気的条件</u></p> <p><u>1 送信装置</u></p> <p><u>(一) 無線設備の種類に応じ、次の(1)又は(2)の周波数範囲の五 kHz 間隔のいずれの周波数も自動的に選択し、送信できること。</u></p> <p><u>(1) 標準同調範囲型の無線設備</u></p> <p><u>一、六二六・五 MHz から一、六四六・五 MHz まで</u></p> <p><u>(2) 限定同調範囲型の無線設備</u></p> <p><u>一、六三一・五 MHz から一、六四六・五 MHz まで</u></p> <p><u>(二) 等価等方輻射電力は、二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この(二)において同じ。）及び二七デシベルであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(－)三デシベルから(＋)二デシベルまでの範囲とする。</u></p> <p><u>(三) 無線電信による通信（呼出し及び応答のためのものを除く。）を行う場合は、次の条件に適合すること。</u></p>

(1) 変調方式は、二の直交するチャンネルの入力信号（以下「Iチャンネル」及び「Qチャンネル」という。）に対し、次の相対位相関係を有する帯域制限されたオフセット四相位相変調（Qチャンネルの入力信号をIチャンネルの入力信号に比べて二分の一シンボル遅らせた四相位相変調をいう。以下「O-QPSK」という。）であること。

<u>Iチャンネル</u>	<u>Qチャンネル</u>	<u>相対位相</u>
<u>二</u>	<u>二</u>	<u>(+)四五度</u>
<u>〇</u>	<u>二</u>	<u>(+)一三五度</u>
<u>二</u>	<u>〇</u>	<u>(-)四五度</u>
<u>〇</u>	<u>〇</u>	<u>(-)一三五度</u>

(2) 送信信号は、次のとおりであること。

ア 構成は、別図第六号のとおりであること。

イ 前置符号は、搬送波再生符号及びクロック再生符号から構成されること。

ウ 搬送波再生符号は、Iチャンネル及びQチャンネルともに四八ビットで構成され、各ビットとも「〇」であり、いずれもスクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

エ クロック再生符号は、Iチャンネル及びQチャンネルともに三二ビットで構成され、Iチャンネルは各ビットとも「〇」であり、Qチャンネルは、「一〇」が一六回繰り返され、いずれもスクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

オ サブフレーム同期符号は、Iチャンネル及びQチャンネルともに、最初のサブフレームは、一二ビットで構成され、「〇一一 一〇〇〇 一〇〇一」であり、2、3及び4番目のサブフレームは、一二ビットで構成され、「一〇〇〇 〇一一 〇一一〇」であり、いずれもスクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

(3) スクランプルは、系列 $2^{15}-1$ の擬似乱数系列（以下「PN 系列」という。）との排他的論理和をとること。

(4) 誤り訂正符号は、符号化率四分の三、拘束長七のパンクチャド畳み込み符号（畳み込み符号に対して規則的に適切な冗長ビットを間引くことにより符号化率を柔軟に変化させた符号をいう。以下同じ。）とし、そのもとになる符号化率二分の一の畳み込み符号の生成多項式は、次のとおりとする。

$$G_1(X) = 1 + X^2 + X^3 + X^5 + X^6$$

$$G_2(X) = 1 + X + X^2 + X^3 + X^6$$

(四) 無線電話による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

(1) (三)の(1)、(3)及び(4)の条件に適合するものであること。

(2) 送信信号は、次のとおりであること。

ア 構成は、別図第七号のとおりであること。

イ (三)の(2)のイからオまでの条件に適合するものであること。

(3) 音声符号化は、毎秒六、四〇〇ビットの IMBE 方式（国際移動通信衛星機構が監督する法人が定める IMBE 音声符号化方式をいう。以下同じ。）であること。

(五) 呼出し及び応答信号は、次の条件に適合すること。

(1) 変調方式は、二相位相変調方式であること。

(2) 信号は、次のとおりであること。

ア 構成は、別図第八号のとおりであること。

イ 前置符号は、搬送波再生符号及びフレーム同期符号から構成されること。

ウ 搬送波再生符号は、I チャンネル及び Q チャンネルともに一〇ビットで構成され、各ビットとも「〇」であり、いずれもスクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

エ フレーム同期符号は、「一〇一〇 一一一〇 一〇〇〇 一

〇〇〇 一一一一 〇一〇〇」であり、スクランブル及び誤り訂正符号化はされないこと。

(3) 誤り訂正符号は、符号化率二分の一、拘束長七の畳み込み符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。

$$\underline{G_1(X) = 1 + X^2 + X^3 + X^5 + X^6}$$

$$\underline{G_2(X) = 1 + X + X^2 + X^3 + X^6}$$

(六) 呼出しを行う場合には、その都度、海岸地球局から指定された呼出し周波数に選択されること。

(七) 呼出しシーケンスが終了してから、少なくとも一六秒間は、再呼出しができないこと。

2 受信装置

(一) 無線設備の種類に応じ、次の(1)又は(2)の周波数範囲の五 kHz 間隔のいずれの周波数にも自動的に同調可能であること。

(1) 標準同調範囲型の無線設備

一、五二五 MHz から一、五四五 MHz まで

(2) 限定同調範囲型の無線設備

一、五三〇MHz から一、五四五 MHz まで

(二) 通信状態以外は、NCS コモン TDM に同調していること。

(三) 無線電信（呼出し及び応答のためのものを除く。）による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

(1) 1の(三)の(1)の条件に適合すること。

(2) 受信信号は、次のとおりであること。

ア 1の(三)の(2)のアからオまでの条件に適合すること。

イ 伝送速度は、毎秒八、〇〇〇ビットであること。

(3) 誤り訂正復号は、サブバンドフィールドのみに付加され、符号化率四分の三、拘束長七のパンクチャド畳み込み符号化された受

信信号をビタビ復号することとし、その元になる符号化率二分の一の畳み込み符号の生成多項式は、次のとおりとする。

$$\underline{G_1(X)=1+X^2+X^3+X^5+X^6}$$

$$\underline{G_2(X)=1+X+X^2+X^3+X^6}$$

(4) デスクランブルは、系列 $2^{15}-1$ の PN 系列との排他的論理和をとること。

(5) 復調器入力までの選択度特性は、次の条件に適合すること。

ア 希望信号を中心として(±)二五 kHz 以内を除いた一、五二五 MHz から一、五五九 MHz までの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は三〇デシベル以上であること。

イ 希望信号の周波数を中心として上下にそれぞれ一〇kHz 離れた二波の隣接信号の存在による性能の劣化は搬送波電力対雑音電力密度比に換算して〇・一デシベル以内であること。ただし、隣接信号は、希望信号と同様のもの（毎秒八、〇〇〇ビットのランダムデータで変調された帯域制限された O—QPSK とする。）であり、それぞれ希望信号より六デシベル高いものとする。

(四) 無線電話による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

(1) (三)の(1)、(3)、(4)及び(5)の条件に適合すること。

(2) 受信信号は、次のとおりであること。

ア 1の(四)の(2)のア及びイの条件に適合すること。

イ 伝送速度は、毎秒八、〇〇〇ビットであること。

(3) 音声符号化は、IMBE 方式であること。

3 空中線等

(一) 軸比は、最大指向方向において二デシベル以下であること。

(二) 空中線は、通常起こり得る船舶の動揺、船舶の航行及びインマルサット人工衛星局の位置変動においてインマルサット人工衛星局を自動追尾できること。

第二 インマルサット船舶地球局のインマルサット F 型の無線設備

一 (略)

二 電気的条件

1 送信装置

(一)～(二) (略)

(三) 無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのもの並びに無線高速データによる通信を除く。）を行う場合は、変調方式は二の直交するチャンネルの入力信号（以下「I チャンネル」及び「Q チャンネル」という。）に対し、次の相対位相関係を有する帯域制限されたオフセット四相位相変調（Q チャンネルの入力信号を I チャンネルの入力信号に比べて二分の一シンボル遅らせた四相位相変調をいう。以下「O-QPSK」という。）であること。

<u>I チャンネル</u>	<u>Q チャンネル</u>	<u>相対位相</u>
<u>二</u>	<u>二</u>	<u>(+)四五度</u>
<u>〇</u>	<u>二</u>	<u>(+)一三五度</u>
<u>二</u>	<u>〇</u>	<u>(-)四五度</u>
<u>〇</u>	<u>〇</u>	<u>(-)一三五度</u>

(四)～(八) (略)

2～4 (略)

(三) レドームは、付着する水分及び塩分等による特性の劣化ができる限り少ないこと。

(四) 追尾する衛星の方位角に対応する空中線の位置情報を、(±)五度以内の誤差で周期的に検出する手段を備えていること。

4 電磁干渉

第一の二の 4 の条件に適合するものであること。

第三 インマルサット船舶地球局のインマルサット F 型の無線設備

一 (略)

二 電気的条件

1 送信装置

(一)～(二) (略)

(三) 無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのもの並びに無線高速データによる通信を除く。）を行う場合は、変調方式は帯域制限された O-QPSK 方式であること。

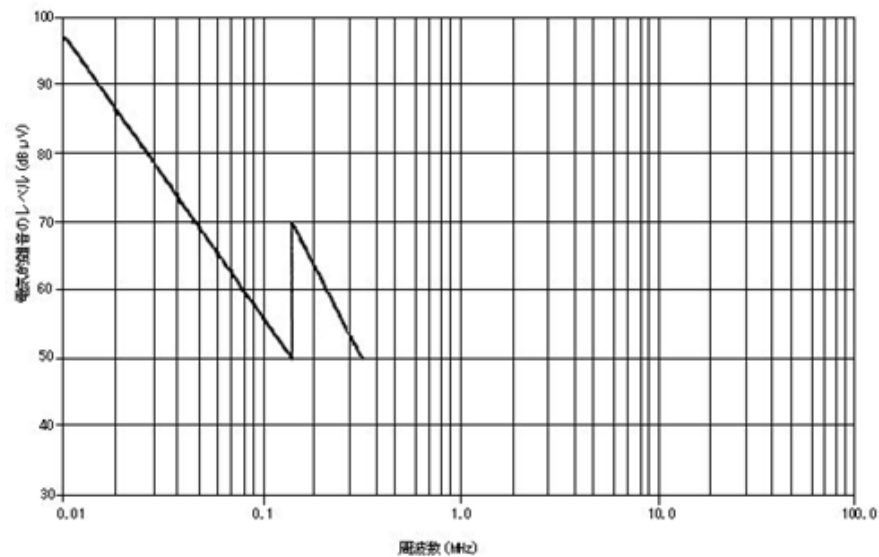
(四)～(八) (略)

2～4 (略)

第三・四 (略)

別図第一号～第四号 (略)

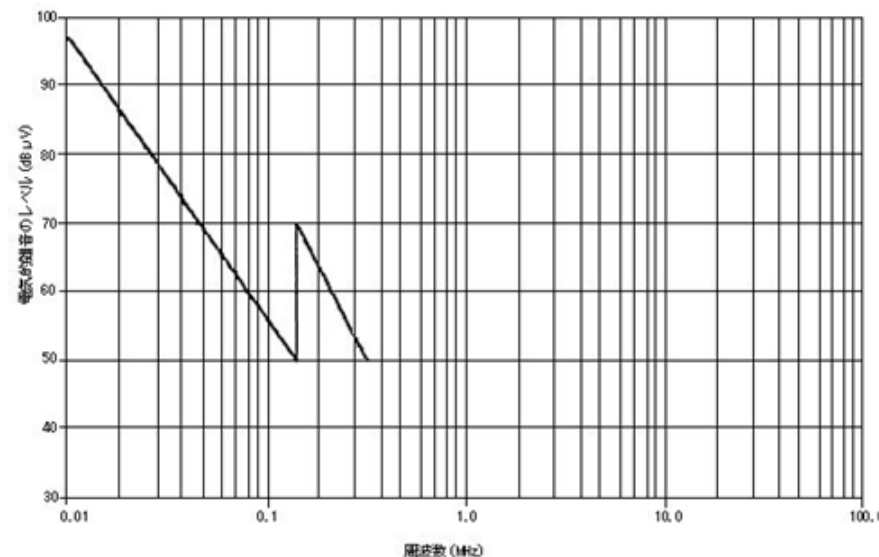
別図第五号 インマルサット船舶地球局のインマルサット C 型の無線設備及びインマルサット F 型の無線設備並びにインマルサット高機能グループ呼出し受信機の電磁干渉



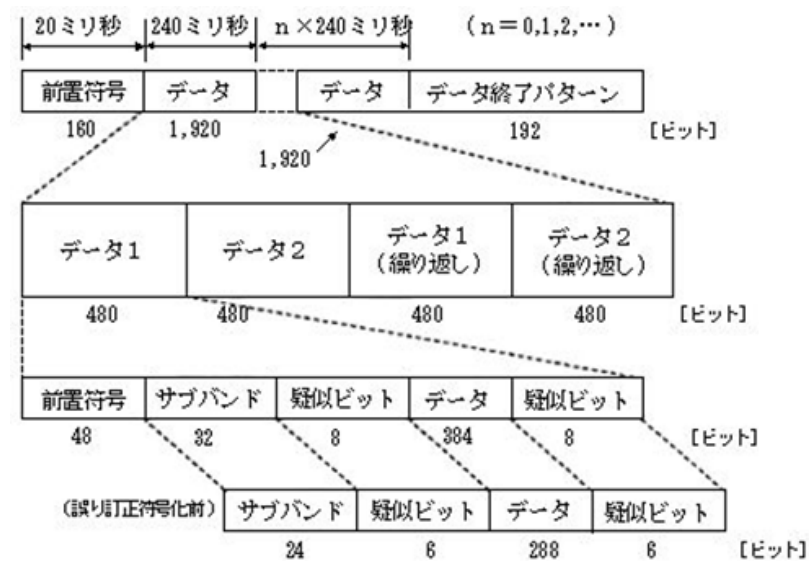
第四・五 (略)

別図第一号～第四号 (略)

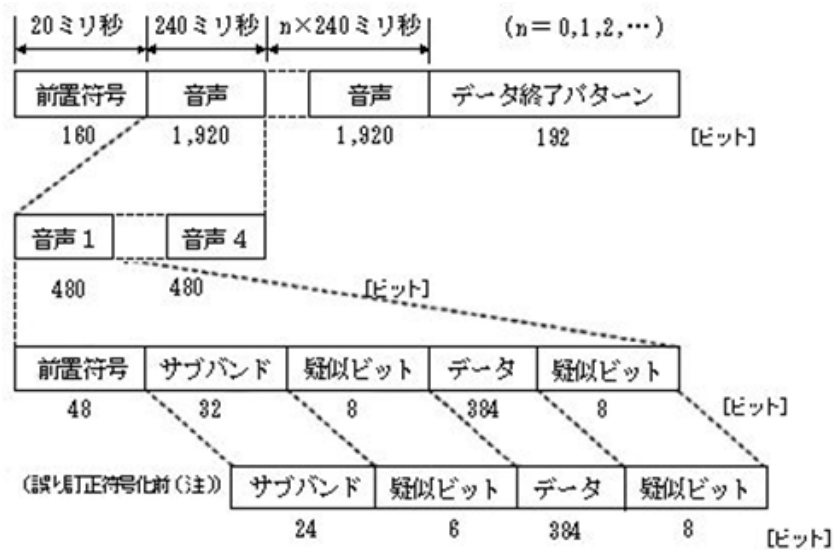
別図第五号 インマルサット船舶地球局のインマルサット C 型の無線設備、インマルサット M 型の無線設備及びインマルサット F 型の無線設備並びにインマルサット高機能グループ呼出し受信機の電磁干渉



別図第六号 インマルサット船舶地球局のインマルサット M 型の無線設備の無線電信による通信のための送信信号の構成



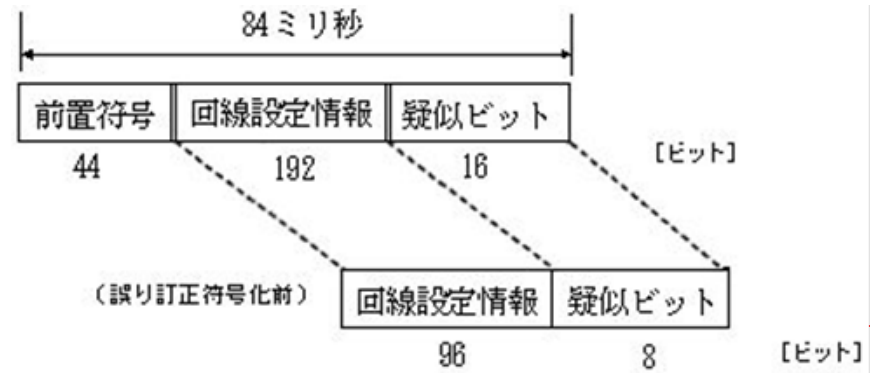
別図第七号 インマルサット船舶地球局のインマルサット M 型の無線設備の無線電話による通信のための送信信号の構成



注 誤り訂正符号化は、サブバンド及びそれに続く疑似ビットに対し

てのみ行われるものとする。

別図第八号 インマルサット船舶地球局のインマルサット M 型の無線設備
による呼出し及び応答信号の構成



別添 10

○平成十七年総務省告示第一二二八号(宇宙無線通信を行う無線局(インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局(一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)を除く。)の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件)の一部を改正する告示 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 携帯移動衛星通信(電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。)を行う携帯移動地球局の送信設備であつて、<u>一六一〇・〇MHz</u>から<u>一六二六・五MHz</u>までの周波数の電波を使用するもの</p> <p>次に示す曲線の値</p> <p>図 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>四〜六 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 携帯移動衛星通信(電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。)を行う携帯移動地球局の送信設備であつて、<u>一六二二・三五MHz</u>から<u>一六二六・五MHz</u>までの周波数の電波を使用するもの</p> <p>次に示す曲線の値</p> <p>図 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>四〜六 (略)</p>

改正後	改正前																																																																														
<p>第1 総則 1～8 (略)</p> <p>第2 周波数割当表 1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表 第1表 8.3kHz～27500kHz (略)</p> <p style="text-align: center;">第2表 27.5MHz～10000MHz</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">国内分配 (MHz) (4)</th> <th style="width:30%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width:55%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>1559～1610</td> <td>無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100 <u>J120A</u></td> <td>公共業務用 一般業務用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空無線航行</td> <td>公共業務用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5000～5010</td> <td>航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行</td> <td>公共業務用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線航行衛星 (地球から宇宙) <u>J120A</u></td> <td>公共業務用 一般業務用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表 10GHz～275GHz</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">国内分配 (GHz) (4)</th> <th style="width:30%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width:55%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>29.5～29.9 J233 J234 J251</td> <td>固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 <u>J255A</u> 移動衛星 (地球から宇宙)</td> <td>電気通信業務用 公共業務用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253</td> <td>電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</td> </tr> <tr> <td>29.9～30 J233 J234 J235 J250</td> <td>固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 <u>J255A</u></td> <td>電気通信業務用 公共業務用</td> </tr> </tbody> </table>	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	1559～1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100 <u>J120A</u>	公共業務用 一般業務用		航空無線航行	公共業務用	(略)	(略)	(略)	5000～5010	航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行	公共業務用		無線航行衛星 (地球から宇宙) <u>J120A</u>	公共業務用 一般業務用	(略)	(略)	(略)	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	29.5～29.9 J233 J234 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 <u>J255A</u> 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用		固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	29.9～30 J233 J234 J235 J250	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 <u>J255A</u>	電気通信業務用 公共業務用	<p>第1 総則 1～8 (略)</p> <p>第2 周波数割当表 1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表 第1表 8.3kHz～27500kHz (略)</p> <p style="text-align: center;">第2表 27.5MHz～10000MHz</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">国内分配 (MHz) (4)</th> <th style="width:30%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width:55%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>1559～1610</td> <td>無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100</td> <td>公共業務用 一般業務用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空無線航行</td> <td>公共業務用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5000～5010</td> <td>航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行</td> <td>公共業務用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線航行衛星 (地球から宇宙)</td> <td>公共業務用 一般業務用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表 10GHz～275GHz</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">国内分配 (GHz) (4)</th> <th style="width:30%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width:55%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>29.5～29.9 J233 J234 J251</td> <td>固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から宇宙)</td> <td>電気通信業務用 公共業務用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253</td> <td>電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</td> </tr> <tr> <td>29.9～30 J233 J234 J235 J250</td> <td>固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232</td> <td>電気通信業務用 公共業務用</td> </tr> </tbody> </table>	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	1559～1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100	公共業務用 一般業務用		航空無線航行	公共業務用	(略)	(略)	(略)	5000～5010	航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行	公共業務用		無線航行衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	(略)	(略)	(略)	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	29.5～29.9 J233 J234 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用		固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	29.9～30 J233 J234 J235 J250	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232	電気通信業務用 公共業務用
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
1559～1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100 <u>J120A</u>	公共業務用 一般業務用																																																																													
	航空無線航行	公共業務用																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
5000～5010	航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行	公共業務用																																																																													
	無線航行衛星 (地球から宇宙) <u>J120A</u>	公共業務用 一般業務用																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
29.5～29.9 J233 J234 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 <u>J255A</u> 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用																																																																													
	固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用																																																																													
29.9～30 J233 J234 J235 J250	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 <u>J255A</u>	電気通信業務用 公共業務用																																																																													
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
1559～1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100	公共業務用 一般業務用																																																																													
	航空無線航行	公共業務用																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
5000～5010	航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行	公共業務用																																																																													
	無線航行衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
29.5～29.9 J233 J234 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用																																																																													
	固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用																																																																													
29.9～30 J233 J234 J235 J250	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232	電気通信業務用 公共業務用																																																																													

別添 1-1

J251	移動衛星（地球から宇宙）		
	地球探査衛星（地球から宇宙） J253 J257	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J120 (略)

J120A

この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

J121～J255 (略)

J255A

29.5-30GHzの周波数帯において、設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局は、決議第156(WRC-15)に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

J256～J295 (略)

別表 1-1 ～ 3-5 (略)

別表 4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

別表 5 航空機地球局の周波数表

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

J251	移動衛星（地球から宇宙）		
	地球探査衛星（地球から宇宙） J253 J257	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J120 (略)

J121～J255 (略)

J256～J295 (略)

別表 1-1 ～ 3-5 (略)

別表 4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

1 インマルサットC型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1537MHz から 1544.2MHz までの周波数帯

2 インマルサットM型の無線設備の機器を施設する船舶地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1545MHz までの周波数帯

3 インマルサットF型の無線設備の機器を施設する船舶地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

4 インマルサットM型、ミニM型、F型、BGAN型及びGSPS型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

5 インマルサットD型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

6 その他の携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

別表 5 航空機地球局の周波数表

1 無線高速データ通信が可能なもの

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯

2 1以外のもの

別表 6-1 ~ 11-3 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第 3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表 (略)

第 4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数 (略)

送信周波数	受信周波数
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1530MHz から 1559MHz までの周波数帯

別表 6-1 ~ 11-3 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第 3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表 (略)

第 4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数 (略)

○平成二十九年総務省告示第 号（無線設備規則第四十九条の二十三の三及び第四十九条の二十三の四に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第¹³の規定に基づき、無線設備規則第四十九条の二十三の三及び第四十九条の二十三の四に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定める。

$$B=2 \cdot k \cdot fc1$$

B : 占有周波数帯幅の許容値(Hz)

K : 送信装置（直接拡散符号分割多元接続方式の場合にあっては、最終段の変調器）のフィルタ特性を考慮した占有周波数帯幅係数

fc1 : パルス（直接拡散符号分割多元接続方式の場合にあっては、拡散信号のパルス）の繰り返し周波数（Hz）。この値は、次式により求める。

$$fc1=R/n$$

R : 伝送速度 (bps)

n : 1シンボル内で伝送される符号数

別添 13

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令 新旧対照表（下線部分が変更箇所を示す）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙2 （第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1、第2 （略）</p> <p>第3 衛星関係 1 システム別審査基準 (1)～(4) （略） <u>(5) 無線設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局</u> <u>ア 免許主体</u> 電気通信事業者（電気通信事業者になる見込みのある者を含む。）であること。 <u>イ 通信事項</u> 「電気通信業務に関する事項」であること。 <u>ウ 通信の相手方</u> 免許人又は免許人と契約等を締結している者所属の人工衛星局であること。 <u>エ 無線設備の常置場所等</u> <u>(ア) 常置場所</u> 当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。 <u>(イ) 移動範囲</u> 当該電気通信事業者の業務区域内とする。 <u>オ 占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力</u> <u>(ア) 占有周波数帯幅の許容値</u> 別紙2第3の1(1)エ(オ)の基準のとおりであること。 <u>(イ) 空中線電力</u> 別紙2第3の1(1)エ(カ)の基準のとおりであること。 <u>カ 工事設計等</u> <u>(ア) 周波数の許容偏差</u> 送信周波数の偏差は100ppm以下であること。 <u>(イ) 不要発射の強度</u> 別紙2第3の1(1)エ(キ)の基準のとおりであること。 <u>キ その他</u> 決議第156(WRC-15)を遵守することを書面等により確認すること。</p> <p><u>(6) インマルサット携帯移動地球局（(5)を除く。）</u> ア～オ （略） カ 工事設計等 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。 (ア) （略）</p>	<p>別紙2 （第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1、第2 （略）</p> <p>第3 衛星関係 1 システム別審査基準 (1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) インマルサット携帯移動地球局</u> ア～オ （略） カ 工事設計等 空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が各システムに応じて次の値以下になるものであること。 (ア) （略） <u>(イ) インマルサットB型</u> 33デシベル <u>(ウ) インマルサットM型</u> 25デシベル <u>(エ) インマルサットミニM型</u> <u>A 無線高速データによる通信を行う場合</u></p>

(イ)～(オ) (略)

(7) (略)

(8) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、1621.35MHzから1626.5MHzまでの周波数の電波を使用するもの
(略)

(9) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、1610.0MHzから1618.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの

ア 免許主体

電気通信事業者(電気通信事業者になる見込みのある者を含む。)であること。

イ 通信事項

「電気通信業務に関する事項」であること。

ウ 通信の相手方

「グローバルスターシステムの人工衛星局」であること。

エ 無線設備の常置場所等

(ア) 常置場所

当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。

(イ) 移動範囲

当該電気通信事業者の業務区域内とする。

オ 工事設計等

(ア) 周波数

復信方式の無線設備については、1610.73MHzから1618.11MHzまでの1.23MHz間隔の7波であること。

単向通信方式の無線設備については、1611.25MHzから1616.25MHzの2.5MHz間隔の3波であること。

(イ) 占有周波数帯幅の許容値

原則として、復信方式の無線設備については1.48MHz、単向通信方式の無線設備については2.5MHzであること。

(ウ) 空中線電力

空中線の利得を考慮し、原則として、最大等価等方輻射電力EIRPが、復信方式の無線設備については30dBm(1ミリワットを0dBmとする)以下、単向通信方式の無線設備については23.5dBm以下になるものであること。

(10)～(16) (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(6) (略)

(7) 無線設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局に係る特定無線局

25デシベル

B その他の通信を行う場合

(A) 空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの

14デシベル

(B) 空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの

17デシベル

(オ)～(ク) (略)

(6) (略)

(7) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局
(略)

(8)～(14) (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(6) (略)

電気通信事業者が、対地静止衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(5)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。

イ 最大運用数

運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。

ウ 工事設計

施行規則第15条の3(7)に掲げる規格に該当するものであるとともに、適合表示無線設備であること。

エ その他

決議第156(WRC-15)を遵守することを書面等により確認すること。

(8) インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う特定無線局（(7)を除く。）

電気通信事業者が、インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(6)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア～エ （略）

(9) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星データ通信を行う特定無線局

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星データ通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(7)に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア～ウ （略）

(10) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局で、1621.35MHzから1626.5MHzまでの周波数の電波を使用するもの

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(8)に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア～ウ （略）

(11) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局で、1610.0MHzから1618.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの

電気通信事業者が、グローバルスター衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(9)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。

イ 最大運用数

運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

施行規則第15条の3第5号(6)に掲げる規格に該当するものであること。

(イ) 技術基準適合証明の有無

(7) インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う特定無線局

電気通信事業者が、インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(5)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア～エ （略）

(8) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星データ通信を行う特定無線局

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星データ通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(6)に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア～ウ （略）

(9) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1の(7)に定める審査基準のほか、次の基準により行う。

ア～ウ （略）

無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明を有するものであること。

(ウ) 技術基準適合証明の内容

無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合するものであること。

(12)～(18) (略)

2、3 (略)

(10)～(16) (略)

2、3 (略)